

令和 2 年 6 月 22 日

産業建設常任委員会会議録

塩竈市議会事務局

塩竈市議会産業建設常任委員会会議録

令和2年6月22日（月曜日）午前10時00分開会

出席委員（6名）

山本 進 委員長

阿部 眞喜 副委員長

浅野 敏江 委員

伊勢 由典 委員

香取 嗣雄 委員

志賀 勝利 委員

出席議長団（2名）

伊藤 博章 議長

曾我 ミヨ 副議長

欠席委員（なし）

説明のために出席した職員

市長	佐藤 光樹	副市長	佐藤 洋生
産業環境部長	佐藤 俊幸	建設部長	佐藤 達也
水道部長	大友 伸一	産業環境部次長 兼環境課長	木村 雅之
建設部次長 兼定住促進課長	鈴木 康則	水道部次長 兼業務課長	小林 正人
産業環境部 水産振興課長	鈴木 陸奥男	産業環境部 商工港湾課長	高橋 数馬
産業環境部 観光交流課長	伊藤 英史	産業環境部 浦戸振興課長	尾形 友規
建設部 都市計画課長	鈴木 良夫	建設部 土木課長	星 潤一
建設部 下水道課長	星 和彦	建設部 復興推進課長	鈴木 英仁
水道部 工務課長	佐藤 寛之		

事務局出席職員氏名

事務局 長	武 田 光 由	議事調査係長	石 垣 聡
議事調査係主査	平 山 竜 太	議事調査係主査	工 藤 貴 裕

会議に付した事件

議案第49号 塩竈市手数料条例の一部を改正する条例

議案第50号 令和2年度塩竈市一般会計補正予算

今年度の本委員会の視察調査について

午前10時00分 開会

○山本委員長 ただいまから産業建設常任委員会を開会いたします。

本日の委員会におきましては、新型コロナウイルスへの感染防止の観点から、発言の際にもマスクを外していただく必要はございませんので、ご案内申し上げます。

傍聴者の方はいらっしゃいませんので、割愛します。

本日の審査の議題は、議案第49号「塩竈市手数料条例の一部を改正する条例」、議案第50号「令和2年度塩竈市一般会計補正予算」の2件であります。

これより、議事に入ります。

議案第49号及び第50号を議題といたします。

それでは、当局の説明を求めます。

佐藤市長。

○佐藤市長 産業建設常任委員会のご審査を賜るに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日の委員会で審査をお願いいたします案件は、議案第49号「塩竈市手数料条例の一部を改正する条例」及び議案第50号「令和2年度塩竈市一般会計補正予算」であります。各号議案につきましては、この後、それぞれ担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくお聞き取りの上、ご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

私からは以上でございます。

○山本委員長 鈴木定住促進課長。

○鈴木建設部次長兼定住促進課長 おはようございます。

議案第49号「塩竈市手数料条例の一部を改正する条例」につきまして、建設部定住促進課からご説明いたします。資料No.5の令和2年第2回塩竈市議会定例会議案、資料No.10の第2回市議会定例会議案資料でご説明いたします。ご用意いただきたいと思います。

まず、資料No.5 令和2年第2回塩竈市議会定例会議案の49ページ、最後のページをお開きいただきたいと思います。

提案理由でございます。建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、簡易な評価方法によるエネルギー消費性能の認定等に係る手数料を設定するため、所要の改正を行おうとするものでございます。

改正の概要を詳細に説明いたします。資料No.10の104ページをお開きいただきたいと思います。

塩竈市手数料条例の一部改正について、1の概要でございます。この部分につきましては、ただいまの提案理由の説明と重複いたしますので、省略させていただきます。

次に2番、建設物省エネ法改正の概要でございます。

(1)住宅評価方法の改正について、現行でございます。天井や外壁等の面積、内装下地材、断熱材、空気層等の熱抵抗値及び暖冷房、換気、給湯、照明の性能値等を申請者が調査し、計算式に入力することで評価するものでございます。これが、今回の改正に伴いまして、現行の評価法に加えまして、上記入力項目をあらかじめ国が設定した値とすることで、断熱材や窓の仕様、空調設備の種類など、簡易な情報のみで評価することも可能となったものでございます。

(2)その他の改正でございます。

①でございます。共同住宅の1次エネルギー消費量につきましては、住戸部分の1次エネルギー消費量とし、共用部分を計算しない評価方法が可能となったものでございます。

②でございます。建築物エネルギー消費性能基準、省エネ基準でございますけれども、上回る基準に適合している建築物及び建築物の低炭素化を促進するために誘導すべき基準に適合している建築物は、一定条件の下に認定を受けることにより、容積率に算入しないことができるものとなったものでございます。

③でございます。省エネ基準に適合していることの認定を受けることにより、対象となる建築物の広告や契約書などに基準適合認定の表示をすることができるようになったものでございます。

次、3でございます。条例改正の内容でございます。今の法改正を受けまして、(1)といたしまして、一戸建ての住宅及びアパートやマンションなどの共同住宅について、簡易な評価方法に係る手数料を新たに設定するものでございます。建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条に基づく建築物エネルギー消費性能基準に係る代表的な認定申請手数料のうち、従来からございます性能基準に関する手数料と今回追加いたします簡易基準に関する手数料は、以下の表のとおりでございます。簡単にご説明いたします。

まず、一戸建ての住宅200平米以下のものでございます。従来の基準ですと、3万2,300円が、今回、簡易基準の場合は、1万6,400円となるものでございます。次に、同じ一戸建ての住宅で、200平米を超えるものは、従来が3万6,100円に対しまして、今回、1万7,700円となるものでございます。

次、共同住宅でございます。300平米以下のものにつきまして、従来が6万5,200円に対しまして、今回、3万1,000円となるものでございます。同じく、共同住宅300平米を超え、2,000平米以下につきましては、従来が10万8,000円に対しまして、今回、5万3,800円となるものでございます。同じく、2,000平米を超え、5,000平米以下でございますけれども、従来が18万5,000円に対しまして、今回、9万7,500円となるものでございます。同じく、5,000平米を超えるものにつきましては、従来26万6,000円に対しまして、今回、14万7,000円というものでございます。

次、(2)でございます。認定手数料は、国から示された基準に従いまして、従前から設定しております使用基準という手数料と同額となっております。また、県内の特定行政庁は、全て同じ金額となっております。

4でございます。施行日でございます。公布の日から施行したいと考えてございます。

次に、資料No.5の44ページをお開きいただきたいと思っております。

ここに、新たに追加いたしました手数料を記載してございます。左に10とございまして、建設物エネルギー法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合しているものの認定を申請するものでございまして、右の欄、(1)非住宅部分を有しない一戸建ての住宅、この部分でございます。アとイが、従来からある手数料でございまして、今回、追加いたしますは、ウの部分でございます。この部分を今回の改正で追加するものでございます。

その下の(2)併用住宅でございます。この部分のアとイも従来からある手数料でございまして、今回、追加する部分が、ウの部分でございます。44ページから45ページにかけて記載してございます。

45ページの下段でございます。

(3)共同住宅等でございます。この部分のアと46ページに入りまして、アとイの部分が、従来からございまして基準でございます。今回、ウの部分が、今回の簡易な基準の手数料でございます。

次の(4)複合建築物、ここにつきましても、アの部分と、次の47ページのイの部分につきましては、従来からの手数料でございまして、今回、ウの部分の基準の手数料を追加するものでございます。

同じ資料の20ページにお戻りいただければと思っております。

今回の条例改正に合わせまして、条例の文言も若干様式を修正してございます。従来、第2条の3につきましては、都市の低炭素化の促進に関する法律に関する限定手数料を設定してございました。その分の条例を今回、拡張いたしまして、この同じ表中に記載いたしまして、この表を第2条の4を第2条の3とするものでございます。

次、最後、資料No.10の58ページから103ページにありまして、新旧対照表を記載してございます。かなり量が多いものですから、これをご参考いただければと思います。

以上でございます。

議案第49号「塩竈市手数料条例の一部を改正する条例」の説明は、以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

以上でございます。

○山本委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 それでは、議案第50号「令和2年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、商工港湾課に係る予算について、ご説明いたします。資料No.9の令和2年度塩竈市一般会計特別会計補正予算説明書11ページ、12ページをご覧ください。

初めに、歳出予算について、ご説明いたします。

第7款商工費第1項商工費第2目商工振興費といたしまして、右側の事業内訳のとおり、割増商品券事業として、第18節負担金補助及び交付金に5,500万円を計上しております。

続きまして、歳入予算について、ご説明いたします。同じ資料の3ページ、4ページをお開きください。

中段になりますが、第19款繰入金第1項基金繰入金第7目ふるさとしおがま復興基金繰入金に、右側説明欄にありますとおり、割増商品券事業として5,500万円を計上しております。

続きまして、事業の概要について、ご説明させていただきます。資料No.10の116ページをご覧ください。

1の事業概要ですが、新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛や営業自粛により、市内事業者の経営が、非常に厳しい状況にあることから、10割増商品券事業を実施することにより、地域経済の活性化を図るものです。

2の事業内容ですが、商品券の発行総額は1億円で、内訳としては、割増額5,000万円としております。現在、検討している内容につきましては、額面5,000円の商品券を2,500円で2万セット販売するという予定にしてございます。

続きまして、使用期間は、6か月以内、取扱店としましては、地元小売店の応援、支援ということで、店舗面積が、300平米以下の小規模店舗のみの取扱いとさせていただきたいと考えております。また、実施方法につきましては、商品券の発行に対し、補助金を交付するという形で考えてございます。

3の事業費及び財源内訳ですが、事業費5,500万円のうち、割増額相当分5,000万円と事務費500万円となっており、財源につきましては、ふるさとしおがま復興基金繰入金でございます。

今後の予定につきましては、7月に取扱店募集、商品券等を作成いたしまして、8月から商品券の販売開始と考えております。

商工港湾課の説明は、以上となります。よろしくお願いたします。

○山本委員長 伊藤観光交流課長。

○伊藤産業環境部観光交流課長 続きまして、同じく議案第50号に係る観光交流課事業について、ご説明いたします。資料No.9 令和2年度塩竈市一般会計特別会計補正予算説明書及び資料No.10の第2回市議会定例会議案資料をご用意ください。まず、観光集客施設復活支援事業につきまして、資料No.10の117ページでご説明いたします。

1の概要ですが、新型コロナウイルスの影響で、観光客等が激減した塩釜水産物仲卸市場とマリゲート塩釜が、集客を目的に実施するイベント等の費用を補助するものです。

2の事業内容は、(1)として、補助対象団体が、協同組合連合会塩釜水産物仲卸市場及びマリゲート塩釜事業振興会とあります。(2)補助対象事業は、例にイベント開催経費や消費向上につながるクーポン券発行経費としておりますが、それぞれの施設が、集客回復を目的とする内容であれば、幅広い事業等を対象としてまいりたいと考えてございます。

(3)の事業期間は、今年の6月から来年3月に設定してございます。

3の事業費及び財源の内訳の前に、4のスケジュールをご説明します。

本定例会で議決いただいた後、早速各団体が、作成する事業計画に基づき、10月以降から事業に取り組まれるものと見込んでございます。

戻りまして、3の事業費及び財源内訳につきましては、事業300万円に対して財源は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を同額300万円を計上いたしております。詳細は、資料No.9でご説明します。11ページ、12ページをお開きください。

第7款商工費第1項商工費第5目観光物産費の右側の事業内訳記載の観光集客施設復活支援事業300万円全額を第18節の負担金補助及び交付金に計上してございます。

財源となる歳入につきましては、同じ資料の3ページ、4ページをお開きください。

第15款国庫支出金第2項国庫補助金第1目総務管理費国庫補助金の右側の説明記載欄の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金8,000万円のうち、歳出と同額の300万円を本事業分として計上してございます。

観光集客施設復活支援事業については、以上です。

引き続き、浦戸諸島海岸清掃事業について、ご説明します。資料No.10の118ページで事業内容を説明します。

1の概要ですが、浦戸地区の環境整備の一環として、県の市町村海岸漂着物等地域対策推進事業費補助金を活用し、海岸清掃事業を行おうとするものです。

2の事業内容は、①の海岸や岸壁に漂着した海洋ごみの回収、処理に係る事業、そして、②のごみ発生抑制対策事業で、浦戸地区の景観と環境の保全を目的とするものです。

3の事業費及び財源の内訳の前に、4のスケジュールをご説明します。

本定例会で補正予算を議決いただいた後、各地区との委託手続を進め、秋の行楽シーズンに向けて、各清掃事業等に取り組んでまいります。

戻りまして、3の事業費及び財源内訳をご説明します。

事業費71万9,000円に対して、財源となる県の市町村海岸漂着物等地域対策推進事業費補助金は、63万3,000円で、残りは、一般財源としてございます。

詳細は、資料No.9でご説明します。資料No.9の11、12ページをお開きください。

第7款商工費第1項商工費第5目観光物産費の右側の事業内訳に記載の観光物産振興費71万9,000円全額を第12節委託料に浦戸海岸清掃事業委託として計上してございます。財源となる歳入については、同じ資料の3ページ、4ページをお開きください。

第16款県支出金第2項県補助金第3目衛生費県補助金第3節環境衛生費補助金として、右側の説明記載欄の市町村海岸漂着物等地域対策推進事業費補助金63万3,000円でございます。

浦戸諸島海岸清掃事業については、以上です。ご審議賜りますよう、よろしく申し上げます。

○山本委員長 木村環境課長。

○木村産業環境部次長兼環境課長 それでは、環境課から、議案第50号「令和2年度塩竈市一般会計補正予算」について、ご説明いたします。資料No.8をご用意願います。4ページをお開き願います。

4ページの上段にあります第2表、債務負担行為補正の追加についてでございます。

令和3年度以降の一般廃棄物処理関連の業務委託について、複数年度にわたる契約事務を進めるため、債務負担行為を新たに設定しようとするものでございます。

なお、今回の債務負担行為限度額の計上につきましては、契約における一定の競争性を取り入れるとともに、事業者決定後の準備期間を十分に設けようとするものでございます。

債務負担行為の追加補正を行うのは、廃棄物埋立処分場施設管理業務委託として5,550万6,000円、期間は、令和2年度から令和5年度で、3年間の複数契約を行おうとするものでございます。

資源物選別回収業務委託として3億5,899万6,000円、期間は、令和2年度から令和7年度で、5年間の複数年契約を行おうとするものでございます。

生活ごみ・市民清掃収集運搬業務委託として8億5,682万3,000円、期間は、令和2年度から令和7年度で、5年間の複数契約を行おうとするものでございます。

以上3件が、環境課に関わる補正予算の内容となります。よろしくお願いたします。

○山本委員長 これより質疑を行います。委員各位のご発言をお願いします。

なお、発言の際は、着座のままで結構でございます。よろしくお願いたします。志賀委員。

○志賀委員 私から、まず、議案第49号「塩竈市手数料条例の一部を改正する条例」というところでちょっとお聞きしたいんですが、今回、省エネ対策の住宅に向けてこういったものが、負担軽減されるということは、理解できました。

それで、例えば、この手数料を申請というのかな、申請手数料を今まで利用していた状況というのは、どうなんですか。例えば、これは、自主申請して初めてこの手数料の割引になるものなのか、もう建築が決まったときに業者さんが、国の制度だからわかっている、自動的に業者さんが申請してくれるものなのか、それとも、建て主が申請しなければいけないものなのか、ちょっとその辺、ちょっとわからないので、教えていただけますか。

○山本委員長 鈴木定住促進課長。

○鈴木建設部次長兼定住促進課長 志賀委員にお答えいたします。

今回の手数料条例を追加する前のが、平成29年2月に条例を上げまして、この手数料条例を設定いたしました。それ以来、本市の中では、まだ利用実績がございません。今のところは、まだ手続がないような状況です。ただ、申請は、建て主さんが申請をして、初めてこの手数料が発生をして、認定を受けられるということですので、今後、この簡単な基準が出れば、利用者が若干増えるのではないかと考えて期待しているような状況でございます。

○山本委員長 志賀委員。

○志賀委員 申請者がなかったという実績は、何が原因ですか。

○山本委員長 鈴木定住促進課長。

○鈴木建設部次長兼定住促進課長 もともとのこの条例の手数料の設定の仕方が非常に難しいと
いいますか、かなり大変なような状況なので、塩竈市の住宅の中では、該当する部分とい
いますか、なかったような状況でございます。

○山本委員長 志賀委員。

○志賀委員 申請者が、手数料がかかる割にはメリットがないよということでの申請がなかった
のか、あるのにもかかわらず、知らなかったから申請がなかったのか、その辺、どうなんです
か。

○山本委員長 鈴木定住促進課長。

○鈴木建設部次長兼定住促進課長 この認定を受けますと、税制上のメリット等もございませ
んで、当然、手数料認定を受けたほうが、建て主さんのメリットがございませんで、わかっ
ていけば、当然、申請するかと思います。それに合致する建物がなかったのか、そこは、私ど
も申請がございませんで、ちょっと把握しかねておりますけれども、ハウスメーカー等
は、この辺の手数料が設定されているのは、周知しておりますので、皆さん、その辺は、わ
かっているという認識でございます。

○山本委員長 志賀委員。

○志賀委員 せっかくこういった制度ができていますから、建て主が知らない間に業者さん
は、手抜きして、ただ申請するふりをして申請料をもらっているということだってあるわけ
ですから、見る限り、平成29年からという、結構、あちこち塩竈市内、建て売りが建っ
ているわけですね。にもかかわらず、ゼロだということは、ちょっとこういう情報の伝達方
法というのが、きちんとされていないからなのかなと。私もこれを見て、こんなのがあつた
んだと初めて思ったんですけれども。多分、もう多くの市民の方は、当然、知らないでし
ょうし、今までの塩竈市のやり方というのは、広報に1回載せましたで終わりと。それでや
りましたというんですけれども、やっぱりもうちょっと親切に、建築確認申請が、必ずある
わけですから、その窓口でこういった制度があるから利用できますよというご案内をさしあ
げるとか、やっぱりそういうきめ細かなサービスが、私は、必要ではないのかなと思いま
すが、いかがでしょうか。

○山本委員長 鈴木定住促進課長。

○鈴木建設部次長兼定住促進課長 私どもには、建築確認申請が来るものにつきましては、当然、今後、そういった情報提供もさせていただきまして、今、民間の建築確認もかなり数が多いものですから、そこも含めまして周知できるように努力していきたいと思います。よろしくお願いたします。

○山本委員長 志賀委員。

○志賀委員 ぜひ、市民の方の負担が、少しでも軽減できるように、皆さんが、利用できるような形にしていだければと思いますので、よろしくお願いたします。

それとあと、次に、議案第50号「令和2年度塩竈市一般会計補正予算」から、観光物産振興費が、浦戸の清掃ということで71万9,000円ですか、出ました。これは、県の補助金ということで、結局、塩竈市の当初予算としては、組み込めるものではないので、結局、この県の補助金が決まらないと、こういった補正でしかできませんという内容なんですか。

○山本委員長 伊藤観光交流課長。

○伊藤産業環境部観光交流課長 内示が、3月末に来るという形で、確定してからという形で、例年、6月定例会にご提案させていただいているものでございます。それに基づいて予算計上しているものでございます。

以上です。

○山本委員長 志賀委員。

○志賀委員 私は、私が言ったことに対してそうなんですかと聞いているんですよ。そのとおりだと答えていいんですよ。違いますか。余計なことでわからなくなるでしょう、答えが。いかがでしょうか。

○山本委員長 伊藤観光交流課長。

○伊藤産業環境部観光交流課長 委員おっしゃるとおりです。

以上です。

○山本委員長 志賀委員。

○志賀委員 環境課の職員の方も一生懸命努力されてやっというらっしゃると思いますけれども、ご苦労なことだと思いますが、ごみの収集量というのは、震災直後と現在と比べてどうなんでしょうか。

○山本委員長 木村環境課長。

○木村産業環境部次長兼環境課長 まず、海岸清掃ということでございますけれども、ごみの収集量については、やはり震災後の場合は、瓦礫といったそういった部分のごみというのが、海岸線沿いに結構多くありましたので、それに比べると今は、少なくなっていると思います。

以上でございます。

○山本委員長 志賀委員。

○志賀委員 どの程度ですか。

○山本委員長 木村環境課長。

○木村産業環境部次長兼環境課長 量になると、こちらの部分については、ちょっと今、把握しておりませんので、申し訳ございません。

○山本委員長 志賀委員。

○志賀委員 やっていただくのも結構なんですけれども、やっぱりやってどの程度のごみが集まった、前と比べてどうだった、そういったところでやっぱり人手を、少なくなるのであれば減らして、できるだけやっていくとかというようなこともありますし、多い、増えているなら、やっぱりもうちょっと増やしてということが、やっぱり適宜そういった対応をしていかないと、結局、多くても少なくても一定の数量で予算があるからやるんだということでは、いかなものかなと思いますので、その辺のところをきっちり把握してやっていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○山本委員長 木村環境課長。

○木村産業環境部次長兼環境課長 この海岸清掃の部分につきましても、ごみ量については、把握していきたいと思います。

以上でございます。

○山本委員長 志賀委員。

○志賀委員 それと、今度は、観光集客施設復活支援事業300万円というところがあるわけですが、具体的にどういったことを考えていらっしゃるのか、教えてください。

○山本委員長 伊藤観光交流課長。

○伊藤産業環境部観光交流課長 今、それぞれの施設の誘客につながるイベントを中心にとという形で、話は進めてございます。

以上です。

○山本委員長 志賀委員。

○志賀委員 具体的に教えてください。イベント中心にというのは、具体的な言葉なんですか。

どういイベントをやるかというのは、予定がないんですか。

○山本委員長 伊藤観光交流課長。

○伊藤産業環境部観光交流課長 具体的なイベントについては、これから予算成立後に具体的に事業計画書を出していただいた中で、整理していきたいと考えてございます。

以上です。

○山本委員長 志賀委員。

○志賀委員 どういったことをやるのかわからないで予算だけ取って行って、すごい、やっぱり塩竈市ですね。積算も何もしないで、ぼんと予算を取ってやるんだから立派なものですよ。やっぱりこれは、長年の体制がそうなっているからそうなんでしょうけれども、やっぱりそういう感覚を変えていかないと、私は、駄目だと思いますよ。これは、国民の大切な税金ですよ。それをいいかげんに使う。例え300万円なりともいいかげんに使われていいということは、ないわけですから。やっぱり予算を取るのであれば、きちっとした事業計画の基にやっぱり予算を取って、その予算がついたら、その計画に邁進していくと。取ってから考えるということをやっているから、ろくなことができないんですよ、今までずっと。常日頃から、きちんとかいこうことをしなければいけないということを考えながら予算を取って、そして、やる、実行するんだという気構えがないと、ただ予算の垂れ流しにしかならないと私は思いますが、いかがでしょうか。

○山本委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 志賀委員が、おっしゃっているとおりだと思います。ただ、説明不足があったと思いますので、私からお答えをさせていただければと思います。

今、仲卸市場、マリゲートにつきましては、新型コロナウイルスの影響で大変な厳しい状態になっているということは、委員もご承知のことかと思えます。その中で、今、提案をさせていただいております10割増商品券、また、先日も仲卸市場とマリゲートのたな子さんの皆様方とご懇談をさせていただきました。その中で、こういった施策をどのようにリンクをさせて、その時々が一番いい形でイベントを打つべきかということについても、お話をさせていただいております。うまくその10割増商品券の発行時期とマリゲート塩釜さん、仲卸市場さん、これまでやってきた事業の再構築も含めて、それに合わせてイベントを打ったほうがより効果的だろうという話になったところでございます。

そういった意味で、今、伊藤課長からご説明があったとりおりに、よくご相談させていただいてイベントを出させていただく形がいいだろうということでございますので、ご指摘をしっかりと受け止めさせていただいて、より効果的になるように努力させていただきたいということでございますので、ご理解をいただければと思います。

○山本委員長 志賀委員。

○志賀委員 今の市長の言葉で、大体どういうところにやるというのはわかりましたけれども、例えば、仲卸にどういうイベントを考えていらっしゃるのか、市長ご自身が考えていらっしゃるのか、職員の方が考えていらっしゃるのか、その辺は、わかりません。ただ、どうも感じとしては、市長のお考えを職員の方が、まだよく理解できていないというような、今、委員会で、今の応答をないんですか。忘れているわけですか。その辺があるので、やはり実際に現場で陣頭指揮を執る課長さんクラスが、きちっとその趣旨を踏まえて、ちゃんと計画を実行できるようにやっぱりしていかないと、せっかくそういった思いでやっていることが、結果として「何だや」と言われることにもなりかねませんので、しっかりやっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それで、次。この債務行為の追加というところでちょっとお聞きしたいんですね。廃棄物埋立処分施設管理委託業務の5,550万円、これが、3年間ですか。それから、資源物選別回収業務、5年分で3億5,899万円と、生活ごみの収集運搬、5年間で8億5,682万円という金額で債務負担行為をしたと。

それで、ちょっと今回のこの辺のところ、契約をちゃんと透明性を高めてやるんだというお話は、漏れ聞いてはいたんですが、関係筋の方から、何か今までにない参加条件を出されて、結局、既存の業者しか応募できなかったようだよという話を聞いたものですから、私は、6月17日にこの契約に関する情報開示請求をしたわけですね。そのときも、ただ資料を見せろというだけのことに、庁内の規定で2週間あるからということで、2週間放っておくわけですよ、市の職員の方は。立派なものです。これは、過去かつてもありました。書類を見せろというのを2週間放っておくんですよ。内容をコピーして出せという話ではないですね。私、しびれを切らして、前のときは、10日目ぐらいにしびれを切らして、環境課に行って、係長をどなりつけたんですね。まだ2週間になっていません。こうやって書類の下積みになっているわけですよ。行ったらね。ふざけた話です。

やはり情報開示というのは、何のためにされるのかということですよ。すぐわかる情報は、

やっぱりすぐ請求者に提示するのが、私は、役所としての在り方ではないかなと。2週間あるから、何でもかんでも2週間ぎりぎりまで延ばしておいていいんだという考え方そのものが、私は、おかしいんじゃないのかなと思いますけれども、その辺のことについて、市長は……。

○山本委員長 これは、産業建設常任委員会でございますので、情報公開は、市民総務部政策課、総務教育常任委員会所管になりますので、答弁を求めることはできないと思います。

○志賀委員 どうお考えですかということをお聞きしたいと思います。

○山本委員長 木村環境課長。

○木村産業環境部次長兼環境課長 今回、志賀委員から、情報公開請求が出されておりました。志賀委員から出されました情報公開請求の部分、写しの交付もということでしたので、現在、そちらの写しの準備も進めているところでございます。

以上でございます。

○山本委員長 志賀委員。

○志賀委員 「何も」と言いましたか。

○山本委員長 木村環境課長。

○木村産業環境部次長兼環境課長 申請の中で、閲覧と写しの交付ということで申請されてございましたので、そちらの写しの準備を現在、進めているところでございます。

○山本委員長 志賀委員。

○志賀委員 私は、思いは、受付の政策課に伝えたんですけれども、まず見て、見て必要なものは、写しをもらいますよとお話ししたんですよね。だから、前にもほっぽり放しにされていたので、とにかく先に見せてくれというお願いもしてきたんですよ。いまだに、まだ10日以上経っていますけれども、出てきていないんですね。

だから、そういうただ見せるだけという行為については、もっと早く出したらいかがですかという話を私、しているわけね。だから、そういう体質が、私は、よくないなと。サービスですよ。資料を要求する人だって、やっぱり市民ですよ。それに対してやっぱりサービスをする側は、きちんきちんとすぐわかるものをすぐお出しする。コピーとかなんとかいろいろ調べなくてはいけないもの、整理しなければいけないものは、それなりに時間がかかって、それは、やむを得ないと思います。ただ書類を見せろというところに対して、何で2週間かけなければいけない。確かに庁内の規定は、規定です。ただ、そういうところをやはり直し

ていかないと透明性が高まらないのかなと思いますので、ぜひその辺、検討していただきたいと思います。

それで、私、先ほど、資料要求したのは、その契約の中身が、はっきりわかれば、今日この委員会ではいろんなことを質疑をしたかったんです。でも、残念ながら何もないので、質疑ができませんので、これで終わらせていただきますけれども、あとは、9月定例会の一般質問の中で契約についてはまたやらせていただきますので、しっかりと資料をそろえてください。よろしくをお願いします。

○山本委員長 浅野委員。

○浅野委員 では、私からも何点か質疑させていただきます。

まず、資料No.10の116ページ、まず、皆さんも関心があると思いますが、この10割増商品券、今、新型コロナウイルス感染症で本当に市内の様々なお店は、もう本当に大変な状況でありまして、ちょっとこの自粛が解除になりつつあって、少しずつお客様が、市内にも戻ってきているのかなと思いますが、やはりこれまでも各商店街とか、ふだんでもなかなか、購買意力が、下がっているという中で、この10割増商品券は、これまでの1割、2割とまた全然違って、10割というのは、もう本当に驚異的な商品券で、それこそビッグチャンスだと思います。先ほどの説明の中で2万セットということで、やはり数に限りがある中身ですので、相当数の方が、これを求められるのではないかなと思います。5月あたりに山形かどこかで、こういった形を行って、物すごく殺到されて、急に取りやめみたいな状況になったという混乱も聞いております。

そういうわけで、今回、どのような形で市民に周知させて、以前でしたら、何か所かでお売りになったんですけれども、それも人数制限があったりという、家族で何枚とかとあったので、もういろんな条件を皆さん、早く知りたいと思うので、今、考えていらっしゃるこの10割増商品券は、どういった周知の方法、また、どういった販売の方法、そして、どういった制限といたしますか、決まりで、市民が混乱しないような、せつかくのチャンスですので、市民が、混乱しないようにしていただきたいと思いますので、まず、その辺、具体的なことが、決まっていましてお聞かせください。

○山本委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 今回の10割増商品券ですけれども、まず、販売につきましては、これまで他市町とかで混乱をしているという状況でした。そのようなものの反省を含めて、

まず、密を避ける工夫をしていきたいと思っております。まず1つが、販売箇所を増やすというところがございます。もう一つが、時間を分ける。1日当たりの販売の時間を分けるなどとか、あともう一つが、1日の販売数を決めて、複数日程で売るということを考えてございます。

購入につきましては、これまでもそうだったんですが、広報しおがまに購入申込書を折り込みまして、それを持ってきていただいた方に販売をするということで、なるべく密を避けるように、販売日、販売時間、販売箇所などの工夫をしながら、密を避ける販売をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○山本委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。どっちみち、申込用紙を持参すると。当然、時間を分けたり、場所を増やしたりといっても人の行動というのは、なかなか読むことができないので、当然、密集を避けるといってもこちらが思うほど、うまくばらせることはできないと思います。

できれば、予約制度というのは変ですけれども、時間帯で分けるのであれば、申込用紙の中にとか、何かこちらに、その方が、来られる時間帯、病院の予約ではないんですけれども、同じ時間帯に10組も20組も来るんじゃなくて、そのバランス、あなたは、何時から何時までの間にみたいな形でやると、来るほうも安心だし、また、1日に枚数を決めるといって、せっかく行ったけれども、買えなかったと。そういったところにも市民の不安というのは、不満ですね。結局、期待が大きいだけにそれを得られなかったときの不満が、逆にそれが、こんなのはやらなかったほうがいいのかというふうな反発的な言葉になって返ってくるのが、逆に怖いと思います。

せっかくのいい事業でございますので、皆さんに本当に喜んでいただいて、また、業者の方もこれで本当に新型コロナウイルス発生以前まで戻らなくても、今まで来なかったお客さんも来てくれたとか、今回、大規模のお店を当てにしないとか、そこを対象にしないというのは、すごくいいと思います。結局、私たちが住んでいるこのまちのお店は、どこにどういったお店があってというのは、なかなか私たちが、日常的に探索することができないところもある。これをきっかけにこれまで知らなかったお店とのつながりができていけば、今後の商店街の活性化にもつながっていくのではないかなと思います。

その点、もう一点、お聞きしたいんですが、今回、300平米の小さな個店と言いましたが、もちろん業者の方にこれから募集をかけるとは思いますけれども、できれば本当に数多くのお店に応募していただいて、できれば名前でも何々商店と書くだけではなくて、1枚のマップを作っていただきたいとします。それには、両面使っていただきたいんです。東西南北がありますよね。だから、本町のお店、または、北浜にもお店がある。南町にもあると。そういったところで応募してくれたところのお店を簡単な略図で、どこにどういったお店があつて、ここは何をしているお店なのか、そういったPRみたいなアピールも入れていただければ、今回、500万円の事務費というので、印刷費、郵送費といろいろ使うと思います。せっかくですので、皆さんのところに折り込みか何かで入れるときには、ぜひそのマップがあつて、下のほうにちっちゃな申込みという、申込みは、何も1枚の大きな紙に要らないので、下のほうの3分の1も5分の1のところも申込用紙の部分であつていいと思いますので、ほかの部分は、全てお店のアピールに使っていただければいいかなと思いますので、その点のお考えをお聞かせください。

○山本委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 まず、申込書の件だったんですけれども、ありがとうございます。我々もちょっとそこら辺は、やっぱり密ができるんじゃないかというところで、申込書を折り込んだとしても。なので、申込書にナンバリングをしたり、色を分けたりなどをして、ちょっと工夫をしていきたいなと思っております。

あと、お店の掲載なんですけれども、こちら、限られた紙面の中で、ご提案いただいた地図等を盛り込めるようなことを少し考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○山本委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。先ほど、市長の答弁の中にも、今回、10割増商品券と、それから、観光客の集客のマリンゲート、仲卸とうまくリンクしてということで、私は、本当にこれも質疑の中でお聞きしようと思ったんですが、市長からご答弁がありましたので、これは、物すごく効果があると思います。

先ほど言いましたように、お店自体を知ることにもなりますし、また、実は、仲卸の集客というのは、市外の方が多くて、市内の方は、意外と地元の仲卸に足を運んでいないんですね。本当にファンの方がいて、このお店のお客さんだという人は、しょっちゅう行くでしょうけ

れども、それ以外の一般市民の方が、新浜町の仲卸に行ったことはありますかと聞いても、よそからお客さんが来れば案内して行くけれども、自らは、あまり行かないと。日常生活のものは、結局、近くのスーパーで買って終わりというのが、大半だと思いますので、これをきっかけに地元の方に仲卸、また、マリゲート塩釜に足を運んでもらうという導線をつくるきっかけになればいいかなと思っていますので、その辺のお考えをお聞かせください。

○山本委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 今回の商品券ですけれども、5,000円の額面の中に仲卸市場、マリゲート塩釜の専用券をある程度一定額を入れて販売をいたしたいと思っております。このような中で、観光客が激減した2施設について、活性化が図れるようにしてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○山本委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

次に、今、117ページの関連で、観光集客施設復活支援事業、商工港湾課長からもお話しいただきましたように、10割増商品券の中に、ある程度その部分の専用の、例えば、1,000円分とか、どのぐらいかわかりませんが、その部分が入るとなると、当然、そちらに足をあえて向けさせるというアイデアは、すごくいいなと思っております。

実は、私、土曜日に仲卸に行ってまいりました。お客さんは、もうぼちぼち戻ってきている様子です。中には、やはり井で、ちょうど終わる時間だったんですけれども、結構、それで召し上がっている方もいらっしゃったので、この観光集客施設復活支援事業は、両方で300万円なので、大きくは使えないかもしれないんですが、ただ集客するだけではなくて、やはり安心感が必要だと思います。どうしても生ものの扱いですし、それから、スーパーのように全部がパックしているわけではありませんし、そのまま板台の上に、衛生管理的なものもあって、来たお客様が、安心して買っていただける。

ですから、この事業費は、今回、地方創生の臨時交付金が、充てられておりますが、プラス、これはちょっと別になるかもしれませんが、仲卸のそういった衛生、安全面の部分で、別な部分でも考えていただいてもいいので、その辺の予算も考えていかなければ、来ていただくというだけではなくて、両方、売るほうも買うほうも安心して買物できるということにも知恵を働かせていかなければならないのではないかなと思いますので、この予算の中で全て

というわけにはいかないと思いますので、その辺もぜひ今後、この事業が始まるまでの間、皆さんで知恵を出し合って、考えていただければなと思いますが、その辺は、いかがでしょうか。

○山本委員長 鈴木水産振興課長。

○鈴木産業環境部水産振興課長 それでは、浅野委員にお答えさせていただきます。

今現在、水産振興課が、窓口となりまして、仲卸市場の中でも下部組織として青年部組織が、出来上がりました。そうした中で、今、ご発言をいただきました衛生管理等についても、検討させていただいております。具体的には、来年6月より、食品ハサップが施行されるということで、これまでも仲卸市場におきましては、各板台におきまして管理をいただいているところではございますが、そういった食品衛生に係る部分、我々水産振興課として青年部と一緒にこれからどう具体化していけばいいのかという部分、今、検討をまさにさせていただいている最中でございますので、今後、それに必要な予算等につきましては、改めてご相談させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○山本委員長 浅野委員。

○浅野委員 すみません。最後に1点だけお聞きします。

資料No.10の113ページの新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金なんですが、これまでの、先日あった承認案件の中でほぼ使われていて、残りの部分が、下に今、300万円を計上されているんですが、実は、ちょっと今回の議案に直接ではないかもしれませんが、前回の産業建設……。

○山本委員長 浅野委員。これは、総務教育常任委員会所管でございますので、交付金制度そのものは。

○浅野委員 うちの該当ではないので。ただ、ちょっと1点聞きたかったのは、水道の料金についてなんですが、6月の検針の部分から料金が、30%値下げということで、予算としても3,300万円の所要額なんですが、これに対する国からの交付金とかというのは、ないでしょうか。ついでに財源が、そのまま水道部の減収という形にしかならないのか、その辺だけちょっとお聞きしたいと思いました。

○山本委員長 小林業務課長。

○小林水道部次長兼業務課長 おっしゃるとおり、今現在、6月から3か月、30%ほど基本料金を減免というような形にしております。ただ、財源につきましては、いろいろ協議した結果、

水道部の中からその部分は補填するといった形で考えているような状況でございます。

以上です。

○山本委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 ちょっと私からも何点か、前段のやつを確認しつつ、質疑させていただきます。

資料No.10の57ページのところで、住宅の手数料の関係で、志賀委員がお聞きになった関係で、ちょっともう一度念のためなんですけれども、確認させていただきたいと思います。資料No.10の104ページですね。失礼。

それで、税制上のメリットと課長からお答えがありました。それを特に、こういった塩竈市の手数料条例の一部改正との関係で、この税制上の優遇処置というのは、どんな形になるのか、ちょっと確認させていただきたいと思います。

○山本委員長 鈴木定住促進課長。

○鈴木建設部次長兼定住促進課長 この省エネ基準を該当した建築物になりますと、例えば、住宅ローンの金利が、若干下がるとか、住宅ローン減税がありますとか、そういった個別によりまして、それによってそういった優遇措置が、設定されているという状況でございます。

○山本委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 それと、先ほど、平成29年かな、当時造られて、残念ながらこの条例規定については、運用されていないということですが、今般、そういった条例が出て、特に、やはりきちっと市民の皆さんに会議基準の場合という、額的には、低く抑えるんでしょうけれどもね。そうすると、そういった優遇税制等のやはりきちっとした周知をします。こういったやっぱり検査によって、減税なり金利が、住宅ローン等で低くなりますよというようなことをやっぱり広報等でお知らせして、税制の条例上の改正なので、ぜひその辺の対応がしっかり結びついていけば、例えば、新型コロナウイルス関係では、いろいろあれでしょうけれども、やっぱり定住の関係で、塩竈にやっぱりうちを建ててみようとか、そんなふうな感じになるのかなと思いますが、その辺は、どうかなと。定住促進課として、やっぱりそこに目を配って対応したらいいんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○山本委員長 鈴木定住促進課長。

○鈴木建設部次長兼定住促進課長 お答えいたします。

せっかく手数料条例を新たに設定いたしますので、使っていただけるように何らかの形で最大限努力していきたいと思っております。ただ、こちらからこういった形で周知したほうが

いいのか、直接個人なのか、ハウスメーカー、建築士さんなのかも含めて、ちょっと内部で検討させていただいて、その広報の方向につきましては、ちょっとお時間をいただければと思います。よろしく願いいたします。

○山本委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 同No.10の118ページのところでちょっと確認させてください。

この中では、浦戸の島の清掃ということで、今回、予算がついたということです。それで、1つは、先ほど、説明の中に、秋の行楽シーズンに向けて一定の環境整備をしていきますというふうな説明があったかと思います。それで、新型コロナウイルス感染の関係もあるから、一概にすばつと言えないんですけども、例えば、秋の行楽シーズンに向けて、浦戸の島だと、たしか何年前にオルルという（「トレイル」の声あり）トレイルだったかな、たしかそういうふうなことがあって、海岸線沿いの様々な集客のためのそういったものが、認定されているのかなと思います。それで、せっかくの機会ですし、そういった島の方々は、感染を避けたいという気持ちがあるので、ちょっとなかなか難しいところもありますが、しかし、そういうところも少しずつ今後回復していけば、そういった条件もしっかり生かせるのではないかなと思いますが、そのお考えがあるのかどうか、今までの経過も含めて、ちょっと聞かせていただければと思います。

○山本委員長 伊藤観光交流課長。

○伊藤産業環境部観光交流課長 浦戸につきましては、復旧事業で遊歩道整備、また、今、委員おっしゃったように、みちのく潮風トレイルというのが、昨年6月に青森の八戸から福島県の相馬が全線開通したということで、ますます浦戸の観光には、非常に拍車がかかったということです。

ただ、今、おっしゃるように、やはりこの新型コロナウイルスの関係で、浦戸の人たちについては、やはり来ていただきたいという反面、その辺も怖いというふうなこともあります。秋には、そういった部分についても、一定程度落ち着くんじゃないのかというふうな部分も見込んでおまして、秋に向けて、そのトレイルから見渡す景観、海岸の景観とか、清掃管理とか、そういったものをきちんとしながら、観光客を呼び寄せたいというふうなことを思っております。

以上です。

○山本委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 その際に、私は、徹底しているとは思いますが、島に行く場合は、やっぱり離島航路を利用しているわけですよね。それで、そうすると、特に、感染をしっかりと防止するという上でも、船のきちとした消毒管理というのか、その辺が、やっぱりどうしても私は、必要なのかなど。特に、本土側から行って、皆さん、船に乗っていくわけですから、そうすると、床なんかもやっぱりきちっと清掃して、消毒、感染防止の様々な対策が、仮にそうなった場合、必要なと思いますが、その辺は、どうなのでしょう。

○山本委員長 佐藤産業環境部長。

○佐藤産業環境部長 お答えさせていただきます。

市営汽船の運航につきましては、今回の新型コロナウイルスの発生が拡大当時から、船内での消毒、それから、乗るときの消毒液の設置、こういったものは、もう既に取り組んでおります。また、船員につきましても、当然、マスク着用によりまして、感染防止に努めながら取り組んでおるところでございますので、今後、そういったところを引き続き、対応してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○山本委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。ひとついろいろご苦労さまですけれども、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、先ほど、商品券の関係で、10割増ということで浅野委員からも質疑がございました。そこで、何点かちょっと確認ですが、先ほど、その説明の中で5,000円掛ける2万セットということで、高橋課長から話がございました。そうしますと、1つは、5,000円ですから、5,000円ワンパターンだけで買うのか、あるいは、5,000円プラス1万円にして買うのか、ちょっとその辺、イメージ的にちょっと教えていただければと思います。

○山本委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 市民の皆様には、2,500円を出して5,000円の商品券を買っていただくということでございます。

○山本委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 2,500円お金を支払って、5,000円の券を買うということですね。わかりました。

そうすると、もう一つは、先ほど、主には、店舗ですね。市内のそういう商業者を中心に使っていただくということですが、例えば、500円に細かくしちゃうとか、やっぱりお釣りは、

出てくるんだよね。やっぱりできるだけお店、券を利用する方にとっても、それから、実際に店で使ってもらおう上でも、どのぐらい使うのかわかりませんが、それぞれやはり小さい物から買物に行くと思います。何々商品を買いましたとか、お菓子を買いましたとかね。その辺で、この券の取扱い、私もやはりそのぐらいのパターンでやっていけば、小さいものも積もっていけば、買物にやっぱりずっとつながっていくので、その辺のこの券の取扱い等々について、どうなのかなということなんですが、いかがなものでしょうか。

○山本委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 お答えいたします。

今回、5,000円ということで、券面額も小さいというのがありますし、地元の小売店で、なるべく幅広いお店で使っていただきたいということで、1枚当たり500円券を10枚ということで販売を考えてございます。

以上でございます。

○山本委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。とすると、かなりお店の方々にとっても、やはり身近な買物ができるとイメージ的には想定できます。

そこで、先ほど、浅野委員からもその販売をめぐる3密を避けるというようなご提言がございましたけれども、そうすると、例えば、もう一つの視点でいうと、やはり一定の方が、こう言うのは申し訳ないんですが、買い占めちゃうというか、そうならないような関係をやっぱりつくらなくてはいけないと思います。やっぱり一人暮らしの方にもこの券を使っただくというような形だとか、やはりこの機会に少し本町、南町、中心の店に足を運んでみようかということになると、やはり地元のそういった一人暮らしの方、おじいちゃん、おばあちゃん、主婦の方もそれは対象になりますが、そういったその方法等を考えたらどうかなと思います。いかがなものでしょうか。

○山本委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 今回、広報に購入申込書を折り込みますので、市民の多くの皆様にその広報の折り込みをもって周知できると考えております。

以上でございます。

○山本委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。

あとは、これは、例えば、塩竈市民対象で買っていただくということですが、ほかの方から、ほかの自治体にお住まいになっている方も買える案件と捉えていいのかどうか、いや、市民だけなんですよと、その辺、ちょっと教えてください。

○山本委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 市外の方に売るということで、売上げの向上というのも考えられますけれども、まずは、今回、コロナの影響で、市民の生活の支援も含めて、市民向けの販売と考えてございます。

以上でございます。

○山本委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 両方ですね。市民の皆さんとお店と両方、言わばそういう効果をつくるという意味合いですね。わかりました。

最後になりますが、2つありまして、1つは、お店によっては、最近ビニールの、感染を避けるための何というかな、飛沫防止シートかな、わからない。やっていないお店もあるんですよ。やはり3密は避ける。一方で、お店の関係でいうと、やっぱりそこまでまだ至っていないお店もちょっと見受けられるんですよ。だから、感染したのでは元も子もなくなっちゃうので、やっぱりその辺の周知の在り方について、どうなのかなと。協力していただくお店ですから、やっぱりその辺の対応方をもう一度しっかりしていただければ、感染を避ける条件もつくることのできるもので、その辺の考えやら、指導の在り方というか、その辺だけ、ちょっと教えてください。

○山本委員長 佐藤産業環境部長。

○佐藤産業環境部長 お答えさせていただきます。

今回の10割増商品券販売をお使いいただけるお店としての、まず口頭での啓発は、させていただきたいと存じます。また、やはり常日頃からのお店の営業といいますか、そういう中でも、今、ご指摘いただいたような、やはり感染症の防止対策というのは、本当に必要なんだろうなと思っています。そういったところは、商工会議所でもお店ごとのそういう感染防止対策みたいな部分をやった分についての助成を間接的にやっていただけるような話も、今、出ておりますので、そういったところも一緒に併せながら取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○山本委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。商工会議所とぜひその辺は、うまく連携していただいて、対処方よろしくをお願いします。

最後になりますが、PRの仕方と広報という、1つは、その手段があるかと思いますが、あともう一つは、地元のFM放送というのかな、そういうもので少しPRをして、やはり地元で買いに行きましょうということをやっぱりアナウンスしたほうが、いろんな意味で市民の皆さんに周知が、速やかにいくのかなと思いますが、その辺の対応方は、お考えになっているのかどうか、確認させていただきたいと思います。

○山本委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 今後、様々な広報手段を検討いたしまして、広報、PR活動に努めていきたいと思っております。

以上でございます。

○山本委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。

あと、時期の問題で、半年間ですか。そうすると、8月からですから、12月までと捉えてよろしいわけですね。そうすると、私的にちょっと考えた場合、2月は、商売の端境期になっちゃって、なかなか売上げが伸びないという時期なんですよ。そうすると、時期なんか1月あたりまで延ばしたほうが、年末の買物、それから、年を越した上での買物にも結びつくのかなと思いますが、その辺の期間の関係で、どうなんだろうという、ちょっと確認だけ。

○山本委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 大事な視点でございますので、私からご答弁させていただければと存じます。

今回、新型コロナウイルスとの闘いにつきましては、やはり長期戦を考えてございます。短期で様々な施策を打つという必要性も感じておるところでございますが、今後、長いスパンでどのように対策を打つことが効果的なのかということも庁内で議論をさせていただいております。商品券につきましても、取りあえず6か月という期間を設けさせていただいておりますが、12月までということであれば、その後の1月から3月につきましても、今回の10割増商品券の売行き、もしくは、商店街の皆様方の反応、市民の方々の様々なお声を聞かさせていただきながら、必要であれば、今年中に来年の1月から3月までに利用していただけるような工夫も今、並行して考えてございます。

そういう視点が、物すごく重要だということを思っておりますので、皆様方からも、逆に今回の10割増商品券の様々なお声というものを私どもに教えていただければと思いますので、しっかりと長期スパンで施策を打っていきたいと思いますので、ご理解をいただければと思います。

○山本委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。ひとつ長期戦、しかも年を越しての、これは市民的な皆さんのご意見、取り扱っているお店の方々のご意見などもぜひ集約していただいて、取扱い等については、様々な意味で手を打っていただければと思います。

最後になりますが、債務負担行為の設定で、ちょっと確認だけさせていただきたいと思えます。資料No.8の4ページのところになります。

そこに廃棄物埋立処分場管理業務委託に令和2年度から令和5年度までということ、書かれています。あとは、資源回収等々、3つの債務負担行為があります。ここでお聞きしたいのは、今年の2月議会の時点で、たしか埋立処分場の関係で、今後3年何か月ぐらいの期間しかないということと、佐藤市長自ら、各関係する自治体、二市三町なのかな。東部衛生処理組合等々の訪問などもして、行って、様々意見交換はしたということですね。それはそれでわかりましたということになるんですが、そうすると、この設定は、この設定に必要な案件なのかもしれませんが、その後の最近の直近の状況、あるいは、東部衛生処理組合との広域の連携の度合いなんかは、どの辺まで……。

○山本委員長 伊勢委員。申し上げます。あくまでもこれは、債務負担行為の議案でございますので、この意見については、別の問題だと思いますので、別の件をお願いします。

○伊勢委員 そうすると、設定だけ、ちょっと確認させてください。3か年の中で、どんなふうな事業をこれから進めていくのか、そこだけちょっと確認。

○山本委員長 佐藤産業環境部長。

○佐藤産業環境部長 お答えいたします。

資料No.9の17ページをご覧くださいと存じますが、今回、3本の債務負担行為を設定をさせていただき補正予算を提案させていただいております。内容といたしましては、例えば、今、一番上の廃棄物埋立処分場の管理業務委託の部分が、委員からお言葉として出ましたので、これを例にお答えをさせていただきますが、これにつきましては、これまで1年単位で発注をかけておりました中倉埋立処分場の管理業務を令和2年度から3年間の期間に一括し

て発注させていただくという内容でございます。ですので、改めて新たな内容等が出てきて3か年やっただくということではなく、1年、これまで単年度でしたものを3年間まとめるといことで施設の管理をお願いする。また、3年という理由につきましては、先ほどもご質問にありましたように、今後の中倉埋立処分場の見通しを見た場合に、まずは今、今回、3年という設定をさせていただくというのが、望ましい期間ではないかということで、設定をさせていただいているものでございます。よろしくお願いたします。

○山本委員長 阿部委員。

○阿部委員 お疲れさまでございます。

資料No.10の116ページ、10割増商品券事業、皆様質疑していますけれども、私も補足で何点か質疑させていただきたいと思います。

こちら、2,500円で5,000円の商品券が買えるという事業かと思いますが、1世帯当たり何枚購入可能という上限は、設けるのかどうか、まず教えていただけますでしょうか。

○山本委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 現在、検討中ですが、なるべく多くの市民の皆様にご購入いただけるように、例えば、1世帯1セットなどを検討していきたいと思っております。

○山本委員長 阿部委員。

○阿部委員 広報しおがまに折り込みを入れるということで、皆様のところに届くものにつけて送るといことは、理にかなっているのかなとは思いますが、今、塩竈の世帯数は、一体何世帯なんですか。

○山本委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 現在の世帯数は、2万3,816世帯でございます。

○山本委員長 阿部委員。

○阿部委員 そうすると、もちろん全員が買うわけではないと思うので、情報として行き渡らせて、そのうちから2万セット買ってもらえればなという考えなのかと思いますけれども、多分、こちら、すごく10割増しと聞くと、すごいなというような響きもあるし、とてもびっくりするような政策だなと市民にも伝わるんだと思いますけれども、多分、このままですと、買いたい人が買い占める。僕なんかもよく塩竈に下りてきて、飲食店等によく行くので、1枚といわず何セットも欲しいなと思いますけれども、そういう方たちが、買い占めてしまつては、先ほど、浅野委員が言ったように、例えば、これを機に下りてきて、この店にちょっ

と行きつけにしようとか、足を運んで来ておいしかったので、もっと塩竈を歩いてみようというきっかけづくりが、非常に薄くなってしまふ可能性もあるなと感じるんですね。なので、私は、多分、10割増商品券よりは、市民一人一人に1,000円のクーポンを配ったほうが、例えば、1世帯5人家族ならば5,000円ですし、そちらのほうが、よりきっかけづくりになるんじゃないかなと思いますけれども、そういうことは、検討しなかったのか、教えていただけますか。または、クーポンじゃないとただこの基金が使えないのかという、ちょっといろんな制度があるんだと思いますけれども、そういうことはできないのかという検討をしなかったのか、教えていただけますか。

○山本委員長 佐藤産業環境部長。

○佐藤産業環境部長 お答えさせていただきます。

クーポンというアイデアというのもなかったわけではございません。先ほど、市長のご答弁にもありましたように、今回、新型コロナウイルス対策によりますいろんな施策というのは、やはりちょっと長めになってくるのかなということは、考えておりました。その中で、今回は、この10割増商品券事業というスタイルで、やらせていただくというのが、まず、アイデアでございます。

それで、セット数につきましても、過去の商品券事業の売行き状況、そういったのを見定めましたときに、2万セットということであれば、ご希望の方々に購入をしていただけるセット数であるということ想定させていただきまして、セットさせていただきました。ですから、これも先ほど、市長申しましたが、今後、またこの商品券の売行き状況とか、市民の皆様のお声、そういったものをちょっと並行して聞かせていただきながら、また、その冬、例えば、クーポンとか、そういったものをまた引き続きみたいな形があるのであれば、またそういったところは、別途検討するようなことも考えてみたいと思います。よろしく願いいたします。

○山本委員長 阿部委員。

○阿部委員 ぜひ、2万セット完売できるようなことを願っているんですけども、そうすると、先ほど、浅野委員が言ったように、マップの作成、こんな店が塩竈にあるよ。ただ紙を渡すよりもやっぱりこういうものが、新しいお店が、塩竈にできているんだな。また、こんなおいしいものが、今、塩竈にあるんだなと伝えて、購入して、買ってみようかというようなことにつながっていくということは、すばらしいことだと思いますし、あと、私、例えばです

けれども、私、足腰が悪いから、買いに行けないから、この商品券を買うのをやめようと思う人たちもいらっしゃると思いますけれども、私、そのためにLet'sタク配事業があると思います。なので、こういうときにタクシーデリバリーの活用も見いだすようなことをお伝えすると、例えば、郵送でも10割増商品券を買えますよという形を取って、その中で、Let'sタク配事業を使うとお届けもできますというところから、その事業と事業と一緒に波及効果を合わせていくということもぜひ考えていただきたいと思います。ただ、これを送って、これを見て買いにきてくださいねではなくて、せっかくであればいろんな政策をどんどんしているので、これとこれをくっつけるとより広がるんじゃないかというようなことをぜひ進めていただきたいと思いますけれども、そういうことは、可能かどうか、お答えいただけますでしょうか。

○山本委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 現在、市で行っている、今、お話がありましたLet'sタク配事業などと連携して取り組みたいと考えてございます。

以上でございます。

○山本委員長 阿部委員。

○阿部委員 ぜひ、ご検討いただけると、すばらしいより一層の政策になると思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、資料No.10、117ページの観光集客施設復活支援事業についてなんですが、この300万円の中から、多分、いろいろなイベントやお客様を呼び込むための事業を行っていくということだと思いますけれども、または、まだまだこれからどういう事業をしていくかという検討をされていく中で、例えば、この基準というものは、あるんですか。これにはこれをつけられるけれども、これにはという、市役所として定めている基準等があれば教えていただけますか。

○山本委員長 伊藤観光交流課長。

○伊藤産業環境部観光交流課長 本市には、塩竈市補助金の交付の手続等に関する規則がございまして、基本的にそれにのっとっていく形になるかと思います。ただ、今回は、新型コロナウイルス対策という特別な事業でございますので、新たに必要な事項については、追加するなどして整理していく形になります。

以上です。

○山本委員長 阿部委員。

○阿部委員 それと、その事業をする中で、やはりお金がかかる部分というのは、やはりそれをどう伝えていくかという広報力だと思います。例えば、チラシをつくりましょう、ポスターをつくりましょうと。こういうものは、やはりすごくお金がかかってくるので、例えば、300万円のうちに、例えば、事業を6つすると、まず。その中から、これにも使えるよね、これにも使えるねということで小分けにしていっても使っていきたい気持ちは、重々わかるんですけども、例えば、その6つのことが、決まれば、何月何日は、このイベントがあります、このイベントがありますというような統括したポスターが1枚あると、より効果的かなと感じるんですけども、そういう全体的な事業を見据えて広報をするためのお金というのには、使えるかどうかというのは、検討できるかどうか、教えていただけますか。

○山本委員長 伊藤観光交流課長。

○伊藤産業環境部観光交流課長 全体事業が決まれば、それについては、可能と考えてございます。

○山本委員長 阿部委員。

○阿部委員 300万円が、より効果的につながっていくためには、よりお客様を呼び込むことだと思うので、ぜひ、来月にも何月にもこういうのをやりたいからと取っておきたいというところの気持ちも、私もいろいろ事業をやっているのですごくわかるんですけども、何かこう一括でできるような仕組みがあると、より一つに来たときに、ああ、こっちにも来よう、これもあるんだなということでつながってくると思うので、そこの広報を少し考えていただけるとうれしいなと思いますので、これは、意見として取り入れてもらえたらと思いますが、そういう部分も含めて、市内のイベントをうまく循環させていながら、ホップ・ステップ・ジャンプで、来年度に向けて通常運行できるような形で、お客様の足が、例えば、県内から徐々に東北、または東京、また全国から来るような、循環できるような形と期間を見据えて、していくために、まずは、やっぱり私たちから後押しをして、事業を進めていかなくてはいけないと思いますので、そういう300万円になれるように、しっかりと後押ししてあげてください。

以上でございます。ありがとうございます。

○山本委員長 志賀委員。

○志賀委員 ちょっと一つだけ確認させてください。

この10割増商品券、1世帯に1シートというお話がありました。そのチェック方法というのは、どういう形になるんですか。1世帯1枚という。1人の人が、あっちこっち行って買い回ったら、その辺が崩れますよね。

○山本委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 購入申込券が、広報に1枚入っておりまして、それと交換する形で購入するという形にしたいと。それで、購入申込書は、コピーガードがかけられる印刷方法で考えてございます。

○山本委員長 ほかにご発言ありませんか。（「なし」の声あり）

暫時休憩いたします。

午前11時24分 休憩

午前11時24分 再開

○山本委員長 それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかにご発言はありませんか。（「なし」の声あり）なければ、質疑はこれにて終了いたします。

続いて討論を行います。討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第49号及び第50号については、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○山本委員長 挙手全員であります。よって、議案第49号及び第50号については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

市長、副市長及び当局の職員の方々は、退席していただいて結構です。

ご苦労さまでした。

午前11時25分 休憩

午前11時28分 再開

○山本委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

今年度の本委員会の視察調査についてを議題といたします。

新型コロナウイルス感染症対策の観点から、長距離移動が自粛されていることや本市の各種委員、新型コロナウイルス感染症対策等の費用へ捻出することを目的として、今年度の産業建設常任委員会の旅費を伴う視察調査については、行わないこととしたいと思いますが、ご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、さよう決定いたしました。

さらにお諮りいたします。

本日の会議終了後、正副委員長より、議長に今年度の本委員会の旅費を伴う視察調査を行わない旨の申し入れを行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で本委員会を閉会いたします。

午前11時29分 閉会

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

産業建設常任委員会 委員長 山 本 進